



2026 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 トーヨーカネツ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大 和 田 能 史
(コード番号 6369、東証プライム)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 根 本 賢 治
コーポレート本部長
(TEL. 03-5857-3333)

定款一部変更(事業目的及び監査等委員である取締役の員数の変更)に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 15 日開催の取締役会において、2026 年 6 月 25 日開催予定の第 118 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日公表いたしました「当社と完全子会社間の吸収分割契約締結に関するお知らせ」の通り、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款第2条に定める事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく変更するものであります。なお、本定款変更につきましては、2026 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会で当該定款変更に係る議案の承認が得られること及び吸収分割の効力発生を条件として、当該吸収分割の効力発生日(2027 年4月1日)に変更の効力が発生するものとし、また、併せてその旨の附則を設けるものであります。
- (2) 監査等委員である取締役の増員により、経営の監査・監督機能を強化するため、現行定款第 18 条に定める監査等委員である取締役の員数を、4名以内から6名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行通り)
(目的)	(目的)
第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該法人等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
1.~12. (条文省略)	1.~12. (現行通り)
第 3 条~第 17 条 (条文省略)	第 3 条~第 17 条 (現行通り)

(員数) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7 名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は<u>4</u>名以内とする。 第 19 条～第 41 条 (条文省略) 附則 第1条 (条文省略) (新設)	(員数) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7 名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、<u>6</u>名以内とする。 第 19 条～第 41 条 (現行通り) 附則 第1条 (現行通り) <u>(吸収分割の効力発生日に関する経過措置)</u> 第2条 現行定款第 2 条(目的)の変更は、2026 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案通り承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である 2027 年4月1日に効力が生じるものとし、本条は、その効力発生日経過後にこれを削除する。
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2026 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 : (1) 第 2 条(目的) 2027 年 4 月1日(予定)

(2) 第 18 条(員数) 2026 年 6 月 25 日(予定)

以 上